

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2019年度）

住 所 千葉県千葉市緑区鎌取町273-4  
 事業者名 千葉中央バス株式会社  
 代表者名 代表取締役 笹尾 充宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	最新式ノンステップバスを7両導入する。 (全て、従来型ノンステップバスからの代替とする)	計画どおり実施
車椅子2台乗車対応バス	車椅子の旅客が2名乗車可能なバスを7両導入する。 (全て、新規製造車とする)	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育訓練への支援	各障害者団体と協力し、バスへの乗降方法の練習等積極的な支援を行う。	計画どおり実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス導入率をホームページで公表	2019年12月現在、一般路線車両93両中77両（導入率82.8%）がノンステップバスとなっている。車両建造計画上では2024年度には全ての一般路線バスがノンステップバスとなる予定である。	計画どおり実施
行先表示の視認性の向上	2019年12月以降導入する一般路線車両のLED表示機の表示色を白色にし視認性を高める。	

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期的な従業員への教育	新任乗務員に対しては入社時に、また他の乗務員に対しては1年に1回の乗務員研修時に、車椅子を使用して乗降練習を実施する。	計画どおり実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

ヘルプカード認知度向上へ向けての運動を推進し、乗務員教育も強化していく必要がある。

(3) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車両 数	115	96	80	14	2	0	2	19	12	0	0	7	0	0
年度内に供 用を開始し た車両数	9	7	7	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0
年度内に供 用を廃止し た車両数	12	11	10	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0
年度末車両 数	112	92	77	14	1	0	1	20	12	0	0	8	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。